

平成20年10月31日  
農林水産省

## カドミウム含有米の非食用処理に関する調査結果について

### 1 経緯

カドミウム濃度が0.4ppm以上1.0ppm未満の米は、食品衛生法上は問題ないが、農林水産省は消費者感情に配慮し、昭和45年以降、非食用に処理してきた。

今般、事故米穀の全国一斉点検と併せて、農林水産省及び(社)全国米麦改良協会が、平成15年4月から20年8月までの間に非食用に処理したカドミウム含有米について、適正に処理されたかどうかについて、調査を行った。

### 2 調査結果

- (1) 農林水産省及び(社)全国米麦改良協会が、カドミウム含有米の粉碎・着色の変形加工を委託した数量(委託側の委託通知書、受託側の受払台帳)と納入された製品の製造数量(委託側の現物確認の証明書、物品領収書、受託側の物品引渡書)の関係を検証し、変形加工が適正に行われていたことを確認した。
- (2) さらに、粉碎・着色された製品が買受人から合板工場の需要者に適切に引き渡されているかどうかについて、買受人が合板工場に納品した数量(納品書、請求書、買掛金・売掛金明細書)と合板工場が受領した数量(発注書、現品受領書、在庫管理表)を照合し、製品の受渡しが適正に行われていたことを確認した。